

市設屋外広告物掲示要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民が屋外広告物を市設屋外広告物掲示板（以下「掲示板」という。）に掲示するについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条に規定するもののうち、はり紙（以下「広告物」という。）をいう。

(規格)

第3条 広告物の大きさは、0.5平方メートル以内とする。

(届出)

第4条 広告物を掲示板に掲示しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(枚数)

第5条 広告物の掲示枚数は、各箇所1件につき1枚とする。

(期間)

第6条 掲示期間は、届出の日から起算して30日程度とする。なお、掲示期間の延長は、原則として認めないものとする。

(掲示責任者の義務)

第7条 掲示責任者は、掲示した広告物を善良に管理しなければならない。

2 掲示責任者は、掲示期間が終了したときは、直ちに当該広告物を取り除き、掲示箇所を整備しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 市長は、第3条、第4条、及び第5条の規定に違反した広告物を発見したときは、撤去することができる。

2 第7条の規定に違反した者は、以後掲示板に広告物を掲示することができない。

(免責)

第9条 自然災害又は第三者によって広告物に破損が生じたときは、市長は、その責を負わないものとする。

(除外)

第10条 公序良俗に反するもの及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条第2項により選挙管理委員会の検印を受け、又は証紙をはったものは、掲示することができない。

附則

この要領は、昭和51年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年3月6日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

「市設屋外広告物掲示板」利用にあたっての注意

上田市 都市計画課 景観緑化係

TEL 0268-23-5127

- ① 掲示するポスター類は許可印を押印しますので、申請書提出時に本庁舎4階の都市計画課窓口までお持ちください。
※ 無断掲示はおやめください（連絡先等不明の場合は市が撤去します）
- ② 3箇所の掲示板は、大きさがまちまちで、スペースにも限りがあります。余裕のないときはお互いに譲り合い、掲示物をずらして貼るなどの工夫をお願いします。
- ③ 画鋲など掲示に必要な備品は各自でご用意ください（掲示板備え付けの物は予備用です）。なお、セロテープ、ガムテープ、両面テープ、ホッチキス等では構造上掲示ができません。画鋲は屋内掲示の場合よりも多めに打ち、根元までしっかりと刺してください。
- ④ 屋外設置のため、なるべく掲示物の風雨に対する備え（ポスター類のガムテープ等による裏打ち、表面のビニールがけ等）をしてください。
 掲示期間中に掲示物が破損・紛失した場合は、再押印しますので、代替のポスター類を窓口にお持ちになり申し出てください。
- ⑤ 掲示期間を守り、期間が過ぎたら速やかに撤去してください（期限後の掲示物は市が撤去することがあります）。
- ⑥ 画鋲類を掲示板に残したままポスター類をはがすのは、他の利用者に迷惑となりますのでおやめください。

A 判 ・ B 判 (参考)					
判型	サイズ(ミリ)	主な仕様	判型	サイズ(ミリ)	主な仕様
A 0 判	1,189×841	(不可)	B 0 判	1,456×1,030	(不可)
A 1 判	841×594	ポスター	B 1 判	1,030×728	(不可)
A 2 判	594×420	ポスター	B 2 判	728×515	ポスター
A 3 判	420×297	ポスター	B 3 判	515×364	ポスター
A 4 判	297×210	雑誌・カタログ	B 4 判	364×257	雑誌・グラフ誌
A 5 判	210×148	雑誌・単行本	B 5 判	257×182	雑誌・教科書
A 6 判	148×105	文庫本	B 6 判	182×128	書籍
A 7 判	105×74	ポケット辞典	B 7 判	128×91	手帳
A 8 判	74×52		B 8 判	91×64	